

区立公園における移動販売車の導入について

区立公園における魅力向上・賑わいの創出の一環として、平成30年10月1日から試行を行ってきた移動販売車による飲食物の販売について、これまでの試行状況を踏まえ令和4年度から本格的に実施することとしたので、報告します。

1 試行について

出店状況

	期 間	事業者数	出店公園
第1回	平成30年10月1日～令和元年5月31日(8カ月)	5	下高井戸おおぞら、桃井原っぱ
第2回	令和元年6月1日～2年3月31日(10カ月)	15	
第3回	令和2年7月1日～3年5月30日(11カ月)	20	下高井戸おおぞら、桃井原っぱ、井草森、柏の宮、蚕糸の森、馬橋
第4回	令和3年6月1日～4年3月31日(10カ月)	21	

公園利用者アンケート

質問内容	第1回	第2回	第3回	第4回
回答者数	367名	225名	171名	134名
移動販売車の出店は良いと思う	96%	99%	95%	96%
移動販売車を利用した事がある	23%	58%	56%	68%
今後、移動販売車を利用したい	90%	99%	96%	96%

2 本格実施について

移動販売車については、都市公園法における便益施設と位置付け、公園管理者以外の者の公園施設の設置等として許可制とし、杉並区立公園条例に設定する使用料を徴収する。

出店予定公園	住 所	出店台数
井草森公園	井草四丁目12番1号	2台
柏の宮公園	浜田山二丁目5番1号	3台
蚕糸の森公園	和田三丁目55番30号	1台
下高井戸おおぞら公園	下高井戸二丁目28番23号	3台
塚山公園	下高井戸五丁目23番12号	1台
馬橋公園	高円寺北四丁目35番5号	1台
桃井原っぱ公園	桃井三丁目8番1号	3台

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 区立公園条例改正（移動販売車の使用料設定）
事業者募集開始
4月 出店開始